

改葬手続きの流れ

概ね次のとおりとなります

1. 改葬元の墓地管理者（せたな町）に「改葬許可申請書」を提出してください。
なお、申請書提出時に下記書類を添付してください。
 - ① 埋葬証明別記内訳（改葬する遺骨が複数ある場合は、必ず全ての遺骨について記入が必要です。お寺や過去帳で確認して記載してください。）
 - ② 今回の改葬先である墓地もしくは納骨堂の、使用許可証又は契約書など受入れが許可されていることがわかる書類の写し
 - ③ 申請者と埋葬されている方の関係がわかるもの（戸籍謄本等・写し可）
※申請書に記載した直近に埋葬された方のみで結構です
 - ④ 返信用の郵便切手（82 円切手）

2. 改葬元の墓地管理者（せたな町）から「改葬許可証」を交付します。
※ 後日提出していただく、「墓地返還届」用紙も送付します。

3. 改葬先の墓地管理者へ「改葬許可証」を持参して、所要の手続きを行ってください。

4. 改葬先の許可が下りたら、改葬作業を行ってください。改葬元の墓を撤去しましたら、改葬元の墓地管理者（せたな町）へ、「墓地返還届」を提出してください。
※ 改葬元が「せたな町狩場霊園」の場合は、先に交付されている「墓地使用権承継許可証」原本を添付してください。

5. 以下、改葬先の墓地管理者が示した手順により改葬を行ってください。